

【共通規定】

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(令和2年4月1日)</p> <p>7. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項で規定する、金額、期間、手数料その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>	<p>(追加)</p> <p style="text-align: right;">以下余白</p>